令和6年度世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」 PR動画等制作業務委託仕様書

1 業務目的

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」は令和7年度に登録10周年を迎えることから、全国8県11市に分布している当該資産の更なる認知度向上・誘客促進の絶好の機会と捉え、構成資産の魅力をPRするショート動画(以下、PR動画)を制作し、国内外へ向けたプロモーション活動を実施する。

あわせて、世界遺産協議会(以下、協議会)及び構成自治体が実施する「明治日本の産業革命遺産」に関連するイベントや10周年に向けたプロモーション活動等について、統一的な情報発信を行うため、登録10周年に向けて特設WEBサイト(以下、10周年特設サイト)を開設・運用する。

2 履行期限 令和6年11月29日(金)

3 業務委託内容

- (1) PR動画について
- ① PR動画の制作について
 - ア 動画制作に当たっては、「明治日本の産業革命遺産」を知らない人に対して興味関心を喚起することが期待される動画を制作すること。
 - イ 業務目的に沿った内容で、SNSや Youtube 等のWEB配信を前提と した動画を制作すること。
 - ウ 動画の規格については、以下のとおりとする。

動画の種類	再生時間	画面縦横比	制作作品数
SNSや Youtube バンパー	5~6秒	9:16	最低2作品
広告等での配信を前提とし	程度	16:9	(画面縦横比9:16,16:
た動画			9の作品をそれぞれ最低1
			作品制作)
Youtube インストリーム広告	15 秒程度	9:16	最低2作品
等での配信を前提とした動		16:9	(画面縦横比9:16,16:
画			9の作品をそれぞれ最低1
			作品制作)

- エ 動画はいずれもフルハイビジョン解像度以上とすること。
- オ 動画視聴後、「明治日本の産業革命遺産」について、より知りたい、又 は訪れてみたいと思えるような内容とすること。
- カ 完成までに委託者による内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。
- ② WEB配信の実施について
 - ア ①で制作する動画について、SNSや Youtube 等での配信を実施すること。
 - イ 配信期間中に、表示回数、クリック率等を定期的に報告し、その都度、

分析結果や課題を明らかにし、今後必要な対応について、委託者と協議 すること。

- (2) 10 周年特設サイトについて
- ① 10 周年特設サイトの開設・運用について 以下の事項を含むコンテンツページを作成すること。
 - ア 「明治日本の産業革命遺産」に興味関心を持った人が,実際に構成資産 を訪れたいと思えるような,魅力的なサイトを作成すること。
 - イ 年齢層にかかわらず、誰もが見やすく、使いやすいデザインのサイトを 作成すること。
 - ウ PCのほか,携帯電話,スマートフォン,タブレット等での閲覧に配慮 したレスポンシブデザインとすること。
 - エ (1)①で制作するPR動画のWEB配信を通じて,10周年特設サイトへのアクセスを誘導すること。
 - オ TOPページでは、協議会及び各自治体が開催するイベント情報を利用 者にわかりやすく伝えること。
 - カ TOPページには、「明治日本の産業革命遺産」構成資産を有する各自治体(8県11市)、協議会ホームページ(<u>【世界遺産登録決定】明治日本の産業革命遺産</u> 製鉄・製鋼、造船、石炭産業 (japansmeijiindustrialrevolution.com)、協議会公式 note (「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会公式 note | note) バナー又はリンクを設定すること。
- ② その他留意事項
 - ア (2)①に係る詳細については、委託者と協議の上、決定すること。
 - イ 制作した 10 周年特設サイトの公表時期は、委託者と協議の上、決定すること。
 - ウ 委託期間終了後の管理・運用方法について提案すること。
- (3) 効果検証の実施
 - ① PR動画の再生回数等について目標数値を設定し、その目標数値に結びつく話題性・拡散性につながるプロモーション手法を提案・実施すること。
 - ② PR動画の表示回数やクリック数,動画再生数,PR動画から10周年特設サイトへのアクセス数,10周年特設サイトの閲覧数などを定期的に報告し,WEB配信状況等効果の検証のための分析を行い,効果的な企画を提案すること。

4 事業完了の報告等

全ての業務終了後,速やかに委託業務一切を記録した事業完了報告書を提出すること。

5 成果物について

受託事業者が提出すべき成果物等は下記のとおりとする。

(1) 実績報告書

- 9 並
- (2)本業務で制作、または使用した映像等の素材データ 1セット (ホームページや YouTube 等でのWEB配信で利用可能な形式とする)

- (3)制作した動画コンテンツを収めたDVD-ROM
- (4) その他業務実施にあたって制作した成果物

6 その他留意事項

(1)受託者は,契約締結後,速やかに委託者と業務内容及びスケジュール等にかかる打合せを行うこと。

2枚

また、業務実施状況について、委託者と随時報告及び打合せを行うこと。

- (2)本業務における成果品の版権、著作権等は委託者に帰属する。 なお、後日、他の媒体等で委託者が二次利用する場合についても、同様とする。
- (3)受託者は、使用する写真や映像の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。また、その他の写真や映像を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- (4) 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。
- (5)本件動画について、業務中及び業務完了後において第三者と知的財産権に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 選定結果について異議申し立てはできない。

7 納品場所

「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会事務局 (鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室)